特集3 市民の皆さんの声を公表します

問▶秘書課広報広聴係（☎〈71〉2202）

「市長へのメール」や「ご意見BOX」などで寄せられた意見は、市長が目を通し、回答します。昨年度寄せられた意見と回答の一部を公表します。

公立幼稚園に冷房の設置を

◆意見　公立幼稚園には扇風機はありますが、冷房（クーラー）が保育室にありません。夏休みの真夏、週4日以上、午後2時30分～4時頃まで預かり保育を利用する予定です。保育園のように、夏は午後にお昼寝（休憩）の時間も必要だと思います。

　預かり保育は定員が20人です。全室の冷房完備が難しいのは承知していますが、せめて預かり保育で使用する保育室の一部屋でも、夏休みまでに冷房の設置をお願いします。

◆回答　預かり保育は、今まで幼稚園の利用期間ではなかった夏休みの実施となりますので、熱中症対策など保育環境を整備する必要があると考えています。現在、夏休み開始時には使用できるように、全ての公立幼稚園の、預かり保育で利用する保育室への冷房（クーラー）設置を進めています。

　夏休み前にも暑い日があるかと思いますので、できるだけ早く設置し、使用できるよう準備を進めていきます。

※昨年7月中旬に、公立幼稚園全園の預かり保育で利用する保育室に冷房を設置しました。

冷房を設置した保育室

小・中学校の司書について

◆意見　読み聞かせのボランティアをしています。小学校に司書さんが来てくれるようになり、大変喜んでいます。司書さんは、壁に貼られた絵の作り直しや、子どもたちへの声掛け、本の紹介など子どもの読書欲をかきたてる役割を担っています。

　しかし、複数校の掛け持ちでは限界があります。しっかりと管理するためにも、各校に1人ずつ専任の司書さんの配置をお願いします。

◆回答　学校司書は、現在市内の8中学校区に1人ずつ配置しています。1人あたり3校から4校の小・中学校を担当し、1校あたり週1日から2日勤務しています。すでに読み聞かせや図書整備のボランティアが活動していた学校もありますが、学校司書の導入で、図書環境はさらに充実しています。学校の図書の購入が昨年度までは年2回でしたが、年6回に変更し、その時期にあった話題の図書などを提供できるようになりました。授業での調べものの手伝いや図書だよりなどの広報活動、教員向けの情報提供などの専門性を活かし、学習センターとしての機能も高まっています。　今後は段階的に学校司書を増やし、1校1司書の配置に向けて検討していきたいと考えます。

小学校図書室

あんくるバスについて

◆意見　循環線のバスは、終点の安城更生病院に着くと全員降ろされます。例えば、総合福祉センターから乗車し、南安城駅まで乗りたい場合に、安城更生病院で降ろされるのは、足の不自由な人などは大変です。

◆回答　あんくるバスは、安城更生病院を起終点としており、道路運送法上、バス休憩待機所までの移動（回送）は、乗客を乗せて運転することができませんので、乗客の皆さんには、バスから降りていただくことをご理解ください。また、総合福祉センターから南安城駅まで乗車するには、循環線の左回りではなく、右回りの利用が便利です。

バス休憩待機所で休憩をとる「あんくるバス」（左）

粗大ごみの処理について

◆意見　布団など大きい品物の回収処理は、有料しかありませんか。車もなく自転車しかありません。年齢などを考えて、よい処理方法はないでしょうか。

◆回答　粗大ごみの処理は、基本として処理施設への直接搬入をお願いしており、処理施設での処理費は、1回の搬入量が30キログラム未満は無料です。

　運搬手段のない場合は、1個800円の個別有料収集制度（粗大ごみ処理券）やシルバー人材センター（☎〈76〉1415）の生活支援隊（30分まで500円）の利用をお願いしています。

　本市において無料の運搬サービスはありませんので、親戚または知人の方などに運搬をお願いしていただきたいと思います。

粗大ごみ処理券

また、布団であれば、切り裂くなどして燃やせるごみの指定袋に入れ、口を縛ることができれば、地域のごみステーションに出すことも可能です。この場合、1回にごみステーションへ出せる袋数を3袋までとしています。3袋を超える場合は、数回に分けてお出しください。

環境クリーンセンター

「市民の声」は市公式ウェブサイトでも公表しています

　皆さんから寄せられたご意見と、それに対する市の回答は、市公式ウェブサイトで公表しています。

あなたの声を届けてください

　皆さんの市政に対するご意見やご提案を、今後の市政運営に役立てたいと考えています。未来の安城市を育てるための前向きなご意見やご提案をお待ちしています。

●ご意見BOX　封をすれば、そのまま封書として郵送できます（切手不要）。用紙は、市役所1階案内、各地区公民館などで配布しています

●市長へのメール　市公式ウェブサイト専用フォームから送信することができます。トップページ右側「市長のページ」バナーから、「市長へのメール」をクリックしてください